

# 歴史科アビトゥーア試験と「過去の克服」

## —ベルリンを例に—

寺 本 洋 子

### 1. はじめに

2015年5月8日、ドイツ連邦議会で開催された第二次世界大戦終戦70年記念式典において、ドイツの高名な歴史家の一人であるハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラー（Heinrich August Winkler）が追悼演説を行った。演説の中でヴィンクラーは、歴史の忘却と無知について警告し、ドイツの過去との取り組みが終わることは決してないだろう、と述べた。そして1945年以降にドイツに移住してきた人も含むすべてのドイツ人が、過去の暗い側面に繰り返し向かい合う必要性を改めて指摘した<sup>1)</sup>。

今日のドイツは、欧州連合の中心国としてヨーロッパにおいて重要な役割を担っている。これはドイツが今日に至るまで継続的に「過去の克服」<sup>2)</sup>に取り組むことで、歴史認識の齟齬が原因で生じる政治、経済活動に悪影響を及ぼすリスクを取り除き、国際的信用を回復したことが一つの要因として考えられる。ドイツの「過去の克服」は、現在では一定の評価を得ているが、当初から明確な方針があったわけではなく、つねにそれを進めようとする力と押しとどめようとする力のせめぎ合い、葛藤の中で今日に至るまで継続的に取り組まれてきた<sup>3)</sup>。「過去の克服」は、以下の4つに分けて考えることができる<sup>4)</sup>。(1)ナチ不法の被害に対する補償、(2)ナチ犯罪の司法追及、(3)ネオナチの規制、(4)歴史教育である<sup>5)</sup>。そのなかでも教育分野において、ナチの過去を次世代に伝える歴史教育は「過去の克服」の継続性の観点から欠かすことはで

きないといえるだろう。

「過去の克服」の一環として重視される歴史教育は、戦後ドイツにおける「過去の克服」の歩みと同様、今日のような取り組みになるまでにはさまざまな出来事を経験し、議論を必要とした。すなわち 1959 年 12 月にドイツ各地で勃発したカギ十字運動<sup>6)</sup>、ナチの蛮行が明らかになったアイヒマン裁判<sup>7)</sup>、ナチの台頭を許した親世代への批判とその世代が継承する権威主義的な体質への若者たちの拒絶が発端となった 68 年運動<sup>8)</sup>などに代表される社会を揺るがした事件である。これらを通じてナチ時代の過去を克服しようとする意識が高まり、過去と対峙していく姿勢への合意が国民レベルで形成されるに至った。この 1960 年代の一連の出来事を追い風に、教育行政側から歴史の授業でナチズムについて詳しく扱うことを求める声明や勧告が出され<sup>9)</sup>、教育現場においても現代史、特にナチ時代の過去が重視されるようになっていった。現代史を重視する傾向は 1970 年代以降も変わらず、むしろ 1970 年代以降の事件や論争を経て深く掘り下げられ現在の歴史教育が形作られたのである。現在、ドイツの学校では、ユダヤ人迫害をはじめとするナチによる加害の歴史を学ぶために、十分な時間が確保されている<sup>10)</sup>。生徒は、中等教育段階から開始される歴史の授業においてナチの暴力支配やホロコーストを含む現代史について、概ね 1 年間という期間をかけて学ぶ<sup>11)</sup>。ドイツでは多様な歴史の教科書が発行され、州の文部省で認可されているが、どの教科書もナチ時代については、一貫して詳細に記述している<sup>12)</sup>。また歴史の教科書は、単一的視点からの記述で構成されていない。写真や図版、統計データ、選挙ポスター、著名な政治家の演説から当時の人々の日記や回顧録まで数多くの資料が掲載されており<sup>13)</sup>、生徒が自分で歴史的証言や史料に取り組むための工夫がなされている<sup>14)</sup>。

歴史教育においてナチの過去を含む現代史が重視される一方で、近年ベルリン自由大学から興味深い研究が発表されている。ドイツ国内の 78 の大学を対象に、ホロコーストやナチズムを扱った講義やゼミがどのぐらい開講されているかを調査したものである。この調査の結果、ホロコーストやナチズム

をテーマとした講義やゼミが不足していると指摘されていた。そのような傾向は、大学の教員養成課程にもみられ、教員の養成にあたってはナチについての知識が不可欠であるため、一部で問題視する声が上がっている<sup>15)</sup>。大学においてホロコーストやナチズムを扱う授業が不足する中で、ナチの過去を学ぶ機会という観点から、中等教育段階までの歴史の授業がますます重要になってくるものと考えられる。

そこで本稿は、ギムナジウム上級段階（die gymnasiale Oberstufe）とギムナジウム卒業試験であると同時に大学入学資格試験を兼ねるアビトゥーア試験（Abiturprüfung）を取り上げ、大学進学の前段階において、ナチの暴力支配やホロコーストが実際にどのように学ばれているのかを探ることを主題とする。本稿では、事例研究の場として、ギムナジウム上級段階とアビトゥーア試験に関する資料が多く公開されているベルリンを扱う。

第一章では、ギムナジウム上級段階とアビトゥーア試験の概要を述べる。次に、第二章では、ナチの時代の扱いに着目しながら、ギムナジウム上級段階における歴史の授業形態と歴史科アビトゥーア試験制度について取り上げ、ナチの過去を学ぶ枠組みについて検討する。第三章では、ナチズムやホロコーストをテーマに出題されたアビトゥーア試験問題を基に、解答に求められる知識や能力について分析する。出題例としては、2015年アビトゥーア試験（基礎コース）において「1938年11月のポグロム」を題材とした試験問題を取り上げる<sup>16)</sup>。

## 2. ギムナジウム上級段階とアビトゥーア試験

ギムナジウム上級段階とアビトゥーア試験の概要を述べる前に、まずドイツの教育制度について簡単に説明する必要があるだろう。ドイツの教育制度は大きく4段階に区分される。第1学年から第4学年までの初等教育段階、第5学年から第9ないし第10学年までの中等教育段階Ⅰ、第10学年から第12あるいは第13学年までの中等教育段階Ⅱ、それ以降の高等教育段階である<sup>17)</sup>。

ドイツでは、初等教育段階の基礎学校（Grundschule）はすべての子どもに共通であるが、続く中等教育段階では、学校が大きく3種類に分かれる、いわゆる三分岐型の学校制度が伝統的に採用されてきた。3種類の学校とは、(1)卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主に進学する5年制の基幹学校（Hauptschule）、(2)卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主に進学する6年制の実科学校（Realschule）、(3)大学進学希望者が主に進学する9年制（あるいは8年制<sup>18)</sup>のギムナジウム（Gymnasium）である<sup>19)</sup>。これに加えて、いくつかの州では、3種類の学校類型の垣根を取り払い、早期選抜の弊害を克服するという観点から、基幹学校、実科学校、ギムナジウムを統合した総合制学校（Gesamtschule）が設置されている<sup>20)</sup>。

連邦統計局の報告によると、4年間（あるいは6年間）の基礎学校を終了した生徒の40%がギムナジウムに、17%が実科学校に、15%が総合制学校に、8%が基幹学校にそれぞれ進学している（2014/2015年度<sup>21)</sup>）。

前述のとおり、大学への進学を希望する場合、多くの生徒はギムナジウムあるいは、ギムナジウム課程のある総合制学校などに進学することになる<sup>22)</sup>。ギムナジウム課程の最後の3年間は、ギムナジウム上級段階と呼ばれる<sup>23)</sup>。ギムナジウム上級段階は1年間の導入段階（Einführungsphase）と、2年間の資格段階（Qualifikationsphase）に分かれている。1年目の導入段階は資格段階への橋渡しの役割を担い、資格段階の授業では「大学入学資格」の取得の準備を行う<sup>24)</sup>。ギムナジウム上級段階ではこれまでの学級制を解体し、全教科半年単位のコース制を採用している<sup>25)</sup>。ドイツの大学では、一般教養課程はなく、入学後すぐに専門課程に入る。そのため、それぞれのコースは、大学での専門研究への基礎を学び、準備をするために週5時間を要する重点コース（Leistungskurs）と一般教養科目としての役割を果たす週3時間の基礎コース（Grundkurs）とに区分される<sup>26)</sup>。生徒は、ギムナジウム卒業後の進路にあわせ、履修するコースを選択することになる。

ドイツでは、日本のように個々の大学ごとに行われる入学試験制度は存在せず、ギムナジウム卒業試験に合格した者に「一般大学入学資格（allgemeine

Hochschulreife)」が付与される。「一般大学入学資格」の取得者はアビトゥリアント (Abiturient) と呼ばれ<sup>27)</sup>、原則として大学、専攻分野、入学時期を自由に選択する権利を得る<sup>28)</sup>。ギムナジウム卒業試験とは、厳密に言えば、ギムナジウムの卒業時に実施されるアビトゥーア試験 (Abiturprüfung) を指すが、この試験の可否はアビトゥーア試験の結果だけではなく、ギムナジウム最後の2年間の学業成績が考慮される<sup>29)</sup>。

通常、アビトゥーア試験は高度な思考力や表現力を要求される筆記試験3科目と、人の前で自分の意見を論理的に発表する能力が試される口頭試験1科目から構成されている。本稿の主な考察対象となるベルリンでは、これら4科目に加えて、「第5科目 (die fünfte Prüfungskomponente)」<sup>30)</sup>が設定されている。州によってアビトゥーア試験の科目数が異なることは、ドイツの教育制度の特色を端的に表している。16州から成る連邦制国家のドイツでは「文化連邦主義 (Kulturhoheit)」の理念に基づいて、教育に関する基本的な権限は各州が有している<sup>31)</sup>。それぞれの州に文部省が設けられ、教育法や学習指導要領の制定をはじめとする教育政策の立案と実施を行っており<sup>32)</sup>、アビトゥーア試験も基本的には各州で実施される試験である。したがって、試験の実施方法<sup>33)</sup>や出題される問題は州ごとに異なる。

ベルリンの試験科目は5教科で、そのうち筆記試験は3科目である。その内訳は重点コース (週5時間)<sup>34)</sup>で履修した2科目と、基礎コース (週3時間)で履修した1科目である。口頭試験には基礎コースで履修した1科目が充てられる。「第5科目」は、原則として基礎コースで履修した科目の中から選択され、プレゼンテーション (Präsentationsprüfung) によって評価される。場合によっては大会やコンクールでの業績 (Besondere Lernleistung: BLL) がその評価の対象となりうる。生徒は、ギムナジウム資格段階で履修した科目に基づいて、試験科目5科目を選択するが、その際、いくつかの条件を満たす必要がある。まず、「第5科目」を除いた筆記試験3科目と口頭試験1科目のうち、基礎科目のドイツ語、外国語、数学から2科目が試験科目として含まなければならない<sup>35)</sup>。さらに試験科目として選んだ全5科目で、少なく

とも3つの分野（言語・文学・芸術分野<sup>36)</sup>、社会科学分野<sup>37)</sup>、数学・自然科学・技術分野<sup>38)</sup>）それぞれをカバーすることが求められる<sup>39)</sup>。

### 3. ギムナジウム上級段階とアビトゥーア試験

#### 3.1. ベルリンのギムナジウム上級段階における歴史の授業

ベルリンの歴史科アビトゥーア筆記試験の概要に入るまえに、ベルリンのギムナジウム上級段階における歴史の授業について概観しておきたい。ベルリンのギムナジウム資格段階（4学期間）では、生徒は基礎コース、重点コースを問わず、社会科学分野の中から2教科以上を履修しなければならない<sup>40)</sup>。そのうち1教科は4学期間、1教科は2学期間にわたり履修する必要がある<sup>41)</sup>。実際にどのくらいの生徒が、ギムナジウムの資格段階において歴史科目を履修しているかという正確なデータはない。だが、「ベルリン州およびブランデンブルク州における学校の質的領域に関する研究所（Institut für Schulqualität der Länder Berlin und Brandenburg e.V. ISQ）」の2015年のアビトゥーア試験の結果報告書によれば、2015年のアビトゥーア試験で、受験生の47.9%が歴史を筆記試験、口頭試験あるいは「第5科目」の試験科目として選択している<sup>42)</sup>。歴史を試験科目として選択するためには、4学期間を通じて歴史の授業を受ける必要がある。したがって2015年にアビトゥーア試験を受けた生徒の少なくとも約半数が4学期間にわたり、歴史科目を履修したといっていよい。

ギムナジウム上級段階の歴史の授業は、古代から現代までの一通りの歴史を学んだことを前提として、細分化されたテーマごとに深く学ぶことが重視され<sup>43)</sup>、ほとんどはゼミ方式で行われる<sup>44)</sup>。というのも、ベルリンでは歴史の授業は、基礎学校の第5学年から開始され<sup>45)</sup>、生徒は第9ないし第10学年までの5～6年間をかけて古代から現代までの歴史を学ぶからである<sup>46)</sup>。基礎学校の第5、第6学年では古代を<sup>47)</sup>、基礎学校修了後、能力や適性に応じて進学するギムナジウム、総合制学校、地区総合学校では、中世から現代までの歴史を扱う<sup>48)</sup>。

ベルリンの「ギムナジウム上級段階の指導要領（Rahmenlehrpläne für die gymnasiale Oberstufe des Landes Berlin）」では、ギムナジウム資格段階に以下の4つの単元を扱うよう指示している<sup>49)</sup>。(1)「古代・中世における近代的世界の基礎づけ」、(2)「近世初期から19世紀までの社会と国家における現代的構造の形成」、(3)「現代世界とその危機：民主主義と独裁」、(4)「1945年以降の両極世界」である<sup>50)</sup>。上に記した(3)の単元では、具体的な内容を示す項目として①「ヨーロッパの戦間期における民主主義と独裁」、②「ドイツの民主主義の失敗—ナチの独裁政治」、③「歴史文化」の3つが挙げられている<sup>51)</sup>。①では戦間期におけるヨーロッパ諸国の比較を行い、②では「民主主義への道：第1次世界大戦の終戦とドイツ革命（1918/19）」、「政治的、経済的構造とその危機」、「ヨーロッパ、外交」、「ナチ国家の支配とイデオロギー」、「抵抗運動と市民の不服従」、「ホロコースト」、「第二次世界大戦」などのテーマを扱う。③ではナチズムの表象の分析を通じて、過去との付き合い方を検討する。例として「映画のなかの歴史」、「象徴としての歴史」、「議論の余地のあるものとしての歴史」、「歴史と権利」が挙げられている。ベルリンでは、ギムナジウム資格段階の歴史の授業においても、ナチの暴力支配やホロコーストを扱うことが規定されている<sup>52)</sup>。

## 3.2. ベルリンの歴史科アビトゥーア筆記試験

### 3.2.1. 実施方法

ベルリンの歴史科アビトゥーア試験問題は、「ギムナジウム上級段階の指導要領（Rahmenlehrpläne für die gymnasiale Oberstufe des Landes Berlin）」と「歴史科アビトゥーア試験における統一的試験要求（Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung Geschichte i. d. F. vom 10.02.2005）<sup>53)</sup>」を根拠としている<sup>54)</sup>。これらの規定に基づき、ベルリン文部省に委託された複数の教員が、試験問題を作成する<sup>55)</sup>。

アビトゥーア試験受験生に平等な条件を付与するために、試験が実施されるおおよそ2年前にベルリン文部省のホームページ上で、「アビトゥーア筆記試

験の準備のための指示（Hinweise zur Vorbereitung auf die schriftliche Abiturprüfung, Prüfungsschwerpunkte Geschichte）が明示され、2年後に試験を受ける生徒と歴史担当教員に、試験要項、試験課題の大まかなテーマ、テーマの中でも特に重要とされる「(内容上の)重点項目 (inhaltliche Schwerpunkte)」が通達される<sup>56)</sup>。

実際に使用される試験問題は、事前に通達された4つのテーマの中から、基礎コース用、重点コース用それぞれに3題が用意される。このうち1題を各学校の歴史担当教員が除外し、試験当日に、生徒に出題される問題は基礎コース、重点コースそれぞれ2題となる。生徒は残った2題から、問題を1つ選択し、解答することになる<sup>57)</sup>。与えられた問題2題に目を通し、問題を選択する時間も含め、基礎コースの試験時間は210分、重点コースの試験時間は270分である<sup>58)</sup>。試験の内容は、日本のような選択問題はなく、すべて論文形式である。試験問題は、1つあるいは2つの資料となるテキストと3題あるいは4題の設問から構成されている。試験問題の形式は大きく3つに分かれる。第一に単数あるいは複数の史料の解釈を行う「史料の解釈 (Interpretieren von Quellen)」、第二に既存の単数あるいは複数の叙述を検討する「歴史的な事項の説明についての叙述に関する検討 (Erörtern von Erklärungen historischer Sachverhalte aus Darstellungen)」、第三に生徒自らが叙述内容を考察する「歴史的な事項を歴史的論争形態において叙述すること (Darstellen historischer Sachverhalte in Form einer historischen Argumentation)」である<sup>59)</sup>。

### 3.2.2. 試験の(内容上の)重点項目

上述したとおり、試験実施およそ2年前にベルリン文部省から、生徒と歴史担当教員に重点項目が知らされる。2年後にアビトゥーア試験を受験する生徒と歴史担当教員はこれにしたがい、試験に向けて準備を開始することになる。したがって、事前に知らされる重点項目は、ギムナジウム上級段階の授業内容に一定の拘束力をもつといえるだろう。2017年2月現在、2016年、2017年、2018年の基礎コース、重点コースそれぞれの重点項目が、ベルリン



文部省ホームページ上で公開されている<sup>60)</sup>。2015年の重点項目の掲載はすでに終了している。

表1に2015年から2018年までの重点項目を示しておく。表1によれば、指導要領においてギムナジウム資格段階で扱うよう指示されている4つの単元からそれぞれ、大まかなテーマとその内容を具体的に示す項目が挙げられている。基礎コースと重点コースはテーマと重点項目は同じであるが、重点コースには重点項目に付随するより詳細な項目が1つあるいは2つ追加されている。ベルリンのギムナジウムの資格段階の3学期目で扱う「現代世界とその危機：民主主義と独裁」のテーマは、4年間変わらず「ドイツの民主主義の失敗—ナチの独裁政治」である。重点項目は、2015および2016年は「抵抗運動と市民の不服従」と「ホロコースト」、2017および2018年は「ナチの支配とイデオロギー」と2年ごとに変更されているが、ナチの独裁政治をテーマとした出題の可能性が継続的にあるということがわかる。

#### 4. 基礎コースの出題例

以下、2015年の歴史科アビトゥーア筆記試験において実際に出題された問題を紹介するが、冒頭で述べたように、本稿の関心の一つはナチの過去に関するテーマがどのようにアビトゥーア試験の問題に反映されているのかを探ることにある。それゆえ本稿では、基礎コースと重点コースで出題された全6題のうち、「1938年11月のポグロム」をテーマとした基礎コースの問題のみを扱うことにする。前述のとおり、試験問題は基礎コース、重点コースそれぞれ3題ずつ用意されている。各学校の歴史担当教員は、その3題の中から1題を抜き出すため、生徒に当日配布される問題は2題となる。生徒は残った2題のうち1題を選択し解答する。表2は、2015年アビトゥーア筆記試験（基礎コース）の出題テーマ、歴史担当教員による問題除外率と生徒の問題選択率を示している<sup>61)</sup>。表2によれば、他の2つの課題と比べ、第2課題は歴史担当教員によって試験問題から除外された割合は低く、試験問題として選択された割合が高いことがわかる。

表 1：ベルリンにおける 2015 年から 2018 年までの歴史科アビトゥーア試験の重点項目

2015 と 2016 年	2017 年と 2018 年
<p><b>古代における近代的世界の基礎づけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共和主義的体制 共和政ローマを例に               <ul style="list-style-type: none"> <li>—共和政ローマの機能方法：成果と限界</li> <li>—共和政ローマの危機</li> <li>—支配構造と社会構造</li> </ul> </li> <li>・<u>近世における共和政ローマ体制の受容</u></li> </ul>	<p><b>古代における近代的世界の基礎づけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民主主義 アッティカのポリスを例に               <ul style="list-style-type: none"> <li>—アテネの民主主義の成立</li> <li>—アッティカの民主主義の制度と機能方法</li> <li>—アッティカのポリスの社会的構造</li> </ul> </li> <li>—<u>古代と現代の作家を通してみるアッティカの民主主義の評価</u></li> </ul>
<p><b>啓蒙時代の社会と国家</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓蒙の哲学的基礎               <ul style="list-style-type: none"> <li>—理論と社会的変化</li> </ul> </li> <li>・市民革命               <ul style="list-style-type: none"> <li>—<u>フランス革命と 1848/49 年ドイツ三月革命の心理的・社会的理由</u></li> </ul> </li> </ul>	<p><b>市民革命</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランス革命               <ul style="list-style-type: none"> <li>—アンシャン・レジームの社会と国家</li> <li>—革命の原因</li> <li>—革命 (1789～1785) の経過</li> <li>—<u>フランス革命と比較したアメリカ独立革命</u></li> </ul> </li> </ul>
<p><b>ドイツの民主主義の失敗—ナチの独裁政治</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抵抗運動と市民の不服従               <ul style="list-style-type: none"> <li>—抵抗運動</li> <li>—抵抗運動についての議論</li> </ul> </li> <li>・ホロコースト               <ul style="list-style-type: none"> <li>—準備と実行</li> <li>—学術的・公的論争：罪と責任</li> <li>—ジェノサイドについての個人的・社会的知識</li> <li>—<u>歴史解釈としての記念碑</u></li> </ul> </li> <li>・<u>第二次世界大戦</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>—(戦争) の準備と勃発</li> <li>—学術的・公的論争：宥和政策と爆撃戦</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>ドイツの民主主義の失敗—ナチの独裁政治</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナチ国家の支配とイデオロギー               <ul style="list-style-type: none"> <li>—ナチの支配の確立、導入、機能方法</li> <li>—ナチズムのイデオロギー</li> <li>—ナチズムにおける若者</li> <li>—<u>ヨーロッパのファシズムの比較</u></li> </ul> </li> </ul>
<p><b>事件と構造 ドイツの二重の歴史を例に</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷戦の文脈におけるベルリン危機               <ul style="list-style-type: none"> <li>—(東西) ブロックの解体</li> <li>—東ドイツの平和革命</li> <li>—1989/90 年以降の SED 支配の処理</li> <li>—<u>歴史文化</u></li> </ul> </li> </ul>	<p><b>東西対立のコンテキストにおける—対立と緊張緩和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な東西対立               <ul style="list-style-type: none"> <li>—東西対立 (1945～1990) の規模、経過、レベル</li> <li>—事例としてのキューバ危機 (1962)</li> <li>—ベルリン危機 (1958～1961)</li> <li>—<u>ベトナム戦争を例とする代理戦争 (1965～1975)</u></li> </ul> </li> </ul>

出典：Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft, *Hinweise zur Vorbereitung auf die schriftliche Abiturprüfung 2015-2018, Prüfungsschwerpunkte Geschichte 2015-2018. Grundkurs. Leistungskurs.* (Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie, „Abitur“ <https://www.berlin.de/sen/bildung/schule/pruefungen-und-abschluesse/abitur/> 2016 年 8 月閲覧。)をもとに作成。

注) 重点コースのみに挙げられている重点項目には二重下線を引いた。

表 2 : 2015 年アビトゥーア試験（基礎コース）の出題テーマと課題の除外率と選択率

課題	テーマ	教員の 課題除外率	受験者の 課題選択率
1	共和政ローマー民衆の支配？ (史料解釈型)	41.51%	28.5%
2	1938 年 11 月のポグロム ナチのユダヤ人政策における路線変更？ (歴史叙述検討型)	<b>13.21%</b>	<b>62.21%</b>
3	恐怖政治の年 (1793/94 年) 革命の防衛あるいは理想への裏切り？ (歴史叙述形成型)	45.28%	9.31%

出典：Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft (2015), *Fachbriefe Nr.23, Geschichte, Sozialkunde, Politikwissenschaft, Politische Bildung, Sozialwissenschaften, Wirtschaftswissenschaft*, S.3-4.  
(Bildungsserver Berlin-Brandenburg, „Geschichte“, <http://bildungsserver.berlin-brandenburg.de/unterricht/fachbriefe-blm/fachbriefe-gesellschaftswissenschaften/fachbriefe-geschichte/> 2017 年 2 月 10 日閲覧。)をもとに作成。

#### 4. 1. 問題内容の分析

2015 年の歴史科アビトゥーア筆記試験（基礎コース）の問題は、「1938 年 11 月のポグロム」を題材としている。「1938 年 11 月のポグロム」とは、在パリ・ドイツ大使館書記官エルンスト・フォム・ラート (Ernst vom Rath) がユダヤ系ポーランド人のヘルシェル・グリュンシュパン (Herschel Grynszpan) によって暗殺された事件を好機と捉えたナチ指導部の指示によって、全国のナチ党員が引き起こしたユダヤ人に対する大規模な集団暴力事件のことである。いわば演出されたこの反ユダヤ主義暴動によってドイツ全土で、276 のシナゴークが破壊され、7500 のユダヤ人商店が荒らされた<sup>62)</sup>。少なくとも 91 人のユダヤ人が死亡し、数万人の裕福なユダヤ人が強制収容所に連行された<sup>63)</sup>。街路が破壊されたガラスの破片で覆われて輝いていたことから、「水晶の夜 (Kristallnacht)」とも呼ばれた。試験課題には「1938 年 11 月のポグロム」に

についての詳しい記述はない。これは、試験課題の作問にあたっては、ホロコーストについての一定の学習を前提としているからである。第2章で記述したように、2013年の春にベルリン文部省から2015年のアビトゥーア試験における出題テーマと、「重点項目」が通達されている。2015年の「重点項目」には、「ホロコースト」が含まれていた。具体的には「ホロコーストの準備と実行」、「ホロコーストをめぐる学術的および公的論争」、「ジェノサイドへの個人的・社会的知識」がその内容である。

試験課題では、2つの資料とテーマで提起された主題、「1938年11月のポグロムはナチのユダヤ人政策における路線変更か？」に基づいて、3つの設問が出されている（表3を参照）。資料は、ポグロムのもつ転換点としての特徴を強調するラファエル・グロス（Raphael Gross）の『1938年11月：破局の前の破局（November 1938: Die Katastrophe vor der Katastrophe）』（2013年）の抜粋（表4を参照）と、ポグロムがナチのユダヤ人に対する暴力行為の連続性の中に位置づけられることを強調しているアラン・E・STEINWEIS（Alan E. Steinweis）の『1938年水晶の夜：ドイツのポグロム（Kristallnacht 1938: Ein deutscher Pogrom）』（2011年）の抜粋の2点である（表5を参照）。問1では資料であるグロスとSTEINWEISの叙述の分析と比較を行うことが要求されている。問2では授業等で習得したナチの反ユダヤ主義政策やホロコーストに関する知識をもとに、両者の見解を説明し、問3ではそれらの見解を評価し、自身の見解を述べることが要求される。

設問は、ドイツの「著名な歴史教育学者カール・エルンスト・ヤイスマン（Karl-Ernst Jeismann）が提唱した『歴史的思考の3段階説』、即ち『分析する一事実を判断する一評価する』の3段階に準じて」<sup>64)</sup>いる。設問1と2はテーマで提起された「1938年11月のポグロムがナチのユダヤ人政策において転換点を画するものであったか、あるいはそうではなかったか」という間に答えるための段階として捉えることができる。

表3：2015年歴史科アビトゥーア筆記試験の第2課題の生徒用問題用紙

<b>統一アビトゥーア筆記試験</b>	<b>2015</b>
<b>歴史</b> <b>基礎コース</b>	
<b>課題 2</b>	<b>生徒用</b>
<b>Kurshalbjahr :</b>	ギムナジウム資格段階（4学期間）の3学期目に扱われるテーマ
<b>試験の重点項目 :</b>	ドイツでの最初の民主主義の失敗— ナチの独裁政治— ホロコースト
<b>テーマ :</b>	1938年11月のポグロム— ナチのユダヤ人政策における路線変更？
<b>課題の種類 :</b>	叙述による歴史上の事態の説明の検討
<b>補助教材 :</b>	正書法の辞書
<b>試験時間 :</b>	問題に目を通し選択するための時間を含め 210分
<b>課題 :</b>	
<p>以下の方法で、テーマで提起された問題に取り組みなさい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>— 資料1と2を分析し、比較しなさい。</li><li>— 両者の見解を、ナチのユダヤ人政策についてのあなたが知り得た知識に基づき説明し、</li><li>— さらに、あなた自身の見解を、根拠を明示した上で論述しなさい。</li></ul>	
<b>資料の数 :</b>	2

表4：2015年歴史科アビトゥーア筆記試験の第2課題の資料1

**資料 1：**

**歴史家ラファエル・グロス<sup>1</sup>は、2013年に出版されたモノグラフィーにおいて『1938年11月。破局の前の破局』を執筆した。**

1938年は、ユダヤ人に対する暴力の新しい次元（への突入）、差別や公民権の剥奪から体系的な迫害、略奪、追放への過渡期を代表する年である。「…（中略）…」ドイツ史のなかで、1938年11月のポグロムと比較可能なものはない。国家による暴力の独占<sup>2</sup>が、反ユダヤ主義的な「民族共同体」の手に、公の場で置かれることはそれ以前、またそれ以後もなかった。扇動された住民たちが、何十万人ものユダヤ人に対して精神的ショックや辱めを与え、彼らを殺害し、彼らの家・商店・住居の破壊を行ったことはそれ以前、また以後もなかった。「…（中略）…」

11月のポグロムは、ナチのユダヤ人政策において画期的な出来事であった。11月のポグロムは周知の出来事で、秘密裡に行われたものではなかった。破局の前の最初の破局であった。「…（中略）…」それゆえ1933年、つまりいわゆるヒトラーの権力奪取以上に、1938年11月（のポグロム）が、ユダヤの歴史にとって転換点となっている。啓蒙主義とともに始まったドイツ・ユダヤの時代は、暴力的な終焉を迎えた。

**注：**

<sup>1</sup> ラファエル・グロス：歴史家、レオ・ベック研究所（ロンドン）、ユダヤ博物館（フランクフルト・アム・マイン）、フリッツ・パウアー研究所（フランクフルト・アム・マイン）館長、ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学歴史学科客員教授。

<sup>2</sup> 国家による暴力の独占：近代的国家によってのみ行使される権限のことで、その権限は、肉体的暴力を動員し、それを許可することができる。

**出典：**

Gross, Raphael: *November 1938: Die Katastrophe vor der Katastrophe*, München: Beck, 2013, S. 9-11.

表 5 : 2015 年歴史科アビトゥーア筆記試験の第 2 課題の資料 2

**資料 2 :**

歴史家アラン・E・STEINWEIS<sup>1</sup>は、2011 年にドイツ語に翻訳され刊行されたモノグラフにおいて『1938 年水晶の夜 : ドイツのポグロム』を執筆した。

確かに 1938 年 11 月に起きた反ユダヤ主義騒動の規模と激しさは、それまでのナチ・ドイツにおいて確かにみられなかったものであるといえよう。ただ、その後 1933 年から 1938 年までのナチのユダヤ人政策を専門とする歴史家たちが、司法および官僚の反ユダヤ主義と暴力的な反ユダヤ主義との間の違いについて詳細に調べ始めた。そして司法界や官僚が行った戦略は、ドイツ・ユダヤ人に対する体系的な周辺化<sup>2</sup>が行われる際には、確かに重要な役割を果たした。しかし(ユダヤ人に対する)暴力行為は、一般的に推測するよりも、はるかに多いものであった。多くの歴史的な叙述では、(1938 年 11 月のポグロムを)"日常からかけ離れた特異な"出来事として語る傾向があるが、(ユダヤ人への)肉体的な迫害や威圧は 1933 年以降のドイツでは日常茶飯事であった。

この連続性に注目すると、水晶の夜は通常言われるように以前の出来事と切り離された劇的な事件というよりは、むしろ一連の暴力的な発展の頂点とみられる。

**注 :**

<sup>1</sup> アラン・E・STEINWEIS : 歴史家、バーモント大学教授、同大学内ホロコースト研究センター長。

<sup>2</sup> 周辺化 (Marginalisierung) : 住民集団から社会の端へ押しやられ、それによってごくわずかしか、あるいはほとんど社会的、経済的生活に参加できなくなる過程。

**出典 :**

Steinweis, Alan E.: *Kristallnacht 1938: Ein deutscher Pogrom*, Stuttgart: Reclam, 2011 (zuerst Englisch 2009), S. 13.

以上概観したように、設問は単に歴史の事項を暗記しただけでは解答できない問題であり、そのため 210 分という試験時間が設定されている。問題に解答する際には、生徒にはどういった知識や能力が要求されているのだろうか。

## 4.2. 成績評価

アビトゥーア試験はあくまでも受験生に大学で学ぶ能力があるかどうかを判定する試験であり、日本のように選抜を目的にしたものではない。したがって評価は絶対評価で行われる<sup>65)</sup>。試験の採点（評価）は、各学校の歴史担当教員によって行われる。ベルリン文部省は、試験を採点する教員のために、評価の基準となる「期待水準（Erwartungshorizont）」を作成している。以下、この「期待水準」に依拠しながら、試験課題において要求される知識や能力について考察する。

### 4.2.1. 「期待水準」の4項目

「期待水準」では、試験の解答において生徒に要求される評価基準として、4項目が設定されている。4項目とは、(1)（歴史的）事項ないし問題の推論（Sach- bzw. Problemerschließung）、(2)（歴史的）事項ないし問題の分析（Sach- bzw. Problemanalyse）、(3)自身の見解（Urteil）、(4)言葉（文章）の運用（Sprachverwendung）である<sup>66)</sup>。これらの4項目は、各設問に対応しているというよりは、課題全体を通して評価されるものである。

#### (1)（歴史的）事項ないし問題の推論

評価の重点は、ナチの反ユダヤ主義政策やナチ政権下におけるユダヤ人を対象とした暴力についての知識を解答において再現できているかということである。期待水準では、例えば次の項目についての言及が期待される。ナチのユダヤ人に対する暴力的な攻撃や侮辱、社会的・経済的排除と公民権の剥奪が 1933 年以降に多くの段階を踏んで行われたこと、1938 年以降局地的なボ



グロムや「水晶の夜」に代表されるような大規模な迫害が加速したこと、ドイツ在住のユダヤ人の公民権を剥奪し、経済的略奪や強制移住のために施行された反ユダヤ主義的な法律や措置、強制移住、大量追放、ジェノサイドについてである。受験者には、ホロコーストについての基礎的かつ全般的な知識を有していることが期待されるといえるだろう。

## (2) (歴史的) 事項ないし問題の分析

授業等で学習した歴史叙述を分析する方法を用いて行うグロスとステインワイスの叙述の分析がその評価対象である。期待水準では、グロスとステインワイスの叙述の要旨の読み取りに加えて、その叙述がいつ、だれを対象に、どの出版社から出されたものかも分析するように求めている。

## (3) 自身の見解

叙述を評価し、それを踏まえて自身の見解を論述することが評価の対象となる。受験者はテーマで提起された、「1938年11月のポグロムはナチのユダヤ人政策の路線変更であったか」という問いに対して自分の見解を提示するが、その際に資料で言及されていること以外のナチのユダヤ人政策に関する事柄（例えば、1938年以前のユダヤ人への暴行、ニュルンベルク法、オーストリア合邦後の反ユダヤ主義政策の激化など）を挙げ、さらなる論証を行い、自身の見解を根拠づけることが要求される。通説では、11月のポグロムは、1933年以降ナチによって喧伝されてきた反ユダヤ主義が、肉体的暴力という原始的な形へと急変したという点で、「最終解決」すなわちヨーロッパ中の何百万人ものユダヤ人の殺害へ至る道の分岐点となったとされている<sup>67)</sup>。しかし、必ずしもそういった主旨の解答が要求されているわけではない。テーマで投げかけられた問いに対して賛成あるいは反対、ある部分では賛成、ある部分では反対などの自身の見解を構築し、その見解を根拠づけられるかどうか問題となる。

#### (4) 言葉（文章）の運用

「言葉（文章）の運用」の項目では、採点のポイントとして論理的かつ説得力のある文章を構成していることや言語表現が正しく使われていることなどが挙げられている。また読み手を引き付ける導入文があるか、あるいは正しい引用の方法がなされているかなど、文章を書く上でのテクニックも評価の対象となる。

### 4.2.2. 評価と配点

受験者の解答は、期待水準の項目が要求する基準に達しているかが評価され、各項目の配点に基づいて、採点されることとなる。配点は、以下の通りである。「(歴史的) 事項ないし問題の推論」と「自身の見解」の項目はそれぞれ30%、「(歴史的) 事項ないし問題の分析」の項目は40%である。また採点の際に記述内容と「言葉（文章）の運用」は85%と15%の比率とされる。成績評価は、「0」～「15」の16段階評価で行われる。その内訳は「15」～「13」が「秀 (sehr gut)」、「12」～「10」が「優 (gut)」、「9」～「7」が「良 (befriedigend)」、「6」～「4」が「可 (ausreichend)」、「3」～「1」が「不良 (mangelhaft)」、「0」が「不可 (ungenügend)」である。期待水準には、成績評価で「優」をつける基準と、合格ラインである「可」をつける基準についての記載がある。以下、それぞれ紹介する。

「優」の成績をつけるためには、グロスとステインワイスの見解とその違いについて完全な理解がなされていること、重要な歴史的つながりの説明がなされていること、見解においてははっきりと十分根拠づけられ形成されていることが要求される。「可」の成績をつけるため、受験生にはグロス、ステインワイスの見解のおおよその趣旨が捉えられていること、問題に関連した歴史的文脈が基本的に説明されていること、またテーマで提起された問いに対して、完全とは言えないまでも、自身の見解を論述していることが期待される。ベルリン・ブランデンブルクの学校の質研究所の2015年アビトゥーア試験の結果報告書によると、2015年歴史科目のアビトゥーア試験筆記（基礎

コース)における平均点は、15点満点中8.7点であった<sup>68)</sup>。

試験問題では、ホロコーストに関する全般的な知識が頭に入っているだけでは解答は困難となる。ナチの反ユダヤ主義政策やホロコーストに関する知識を提示された資料に即して再構成して論じ、資料を批判的に分析、比較、評価し、それらの作業を通じて「1938年のポグロムは、ナチのユダヤ人政策において転換点を画するものであったか、あるいはそうでなかったか」という問いに対して、自身の考えを構築し、理論的かつ説得力をもって見解を表明することが求められている。ギムナジウム上級段階の歴史の授業においては、こういった試験で要求される知識や能力を養うことが期待されると考えられる。

## 5. おわりに

本稿では、大学進学の前準備段階において、ナチの暴力支配やホロコーストが実際にどのように学ばれているのかを知る手がかりとして、ベルリンのアビトゥーア試験を取り上げた。

2015年から州統一の歴史科のアビトゥーア筆記試験が導入されたベルリンでは、アビトゥーア試験受験生に平等な条件を付与するため、生徒が資格段階に進級する際にベルリン文部省のホームページ上で、試験の出題テーマと重点項目が明示される。ナチの過去をテーマとして2015、2016年は「抵抗運動」と「ホロコースト」、2017、2018年は「ナチ国家の支配とイデオロギー」が重点項目として挙げられている。2015年のアビトゥーア試験では、「1938年11月のポグロム」を題材とした問題が実際に出題された。ベルリン文部省が行ったアンケート調査によれば、約87%の歴史担当教員がこの問題を試験課題から除外せず、また受験生の約60%がこの問題を選択し解答している。

「1938年11月のポグロム」を題材とした問題の選択率の高さを、生徒のナチ・ドイツへの関心の高さだけに、単に結びつけることはできないが、問題の解答にあたってはホロコーストに関する全般的な知識が要求される。加えて問題ではそれらの知識を前提として、初見の資料を分析、検討、評価し、自身

の見解を形成することが求められている。ベルリンでは、学習指導要領においてナチズムやホロコーストを扱うことが規定されている。さらにアビトゥーア試験に出題される可能性があるという通達や実際に出題することによって、ギムナジウム上級段階においてもさらにナチの独裁やユダヤ人迫害を含むナチの加害の歴史を学ぶ枠組みを確保しているといえるだろう。ギムナジウム上級段階では、単なる知識の伝達に留まらず、資料の分析、比較、検討する力を養うことを通じて既存の歴史を批判的に検討する姿勢を育成していると推測される。

自国の歴史の暗部を継続的に伝えていくのは、非常に困難な取り組みである。近年、州議会において議席を増やしている「ドイツのための選択政党 (Alternative für Deutschland)」は、現在の歴史教育を「ナチス期に偏重」としていると批判し、ドイツ史の「肯定的な部分」への視野拡大を党基本綱領の柱の一つとしている<sup>69)</sup>。ヴィンクラー (2000) は、戦後のドイツで確立された民主主義の歴史的根拠を求めるとき、ドイツ人の脳裏には 1933 年から 1945 年の記憶がよぎると述べ、「ナチの独裁は戦後になって、西欧民主主義、人権、市民権にとって重要な対決の論拠となった」と指摘している<sup>70)</sup>。続けてドイツ福音主義協会の「われわれドイツ人の重荷となっている歴史的経験はいまなお警告であり続けている」という言葉を引用し、改めて「第三帝国」の記憶と向かい合う重要性を強調している<sup>71)</sup>。

戦後 70 年を経て、世代交代が著しい。戦争体験者の数は減少の一途をたどっている。ドイツでは「ナチズムとホロコーストの過去を自己批判的に想起し、その記憶を、現在の民主主義の社会を支える政治的・文化的な資源に転換しようとする実践<sup>72)</sup>」、いわゆる「想起の文化 (Erinnerungskultur)」が、社会と政治のさまざまな次元で営まれている<sup>73)</sup>。2005 年に開設された「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための記念碑 (Denkmal für die ermordeten Juden Europas)」(ホロコースト記念碑) は「想起の文化」の実践の一例である。こういった取り組みは評価される一方で、これに対する批判もある。例えば、この「記念碑らしくない記念碑<sup>74)</sup>」の選考委員の一人であり、文化的記憶やホ

ロコースト記念碑の研究者であるジェームズ・E・ヤング (James Edward Young) は、有形の記念碑は歴史解釈の固定、議論の終息を招き、そしてそれらを通じて過去の忘却につながるという観点から、「記念碑を作ることより、歴史についての議論を続けることの方が大切である」と主張する<sup>75)</sup>。継続的な議論のためには、その基盤となる知識が必要であろう。そのような知識を培うために、学校教育は、生徒にナチ時代の学習の機会を提供できるのだろうか。試験、それも大学入学資格試験に出題することは、純粋な興味関心とは別に、学ぶための1つの動機づけであり、ナチの過去を次世代に伝えるという観点から「過去の克服」の継続性を支える一つの手段であるといえるだろう。

## 【注】

- 1) Frankfurter Allgemeine Zeitung, vom 9. Mai 2015.
- 2) 「過去の克服」とは、「自国の負の歴史、とくに旧体制の不法と犯罪を直視し、そこから教訓を導き、それを未来に活かそうとする主体的な取り組み」のことである。石田勇治『20世紀のドイツ史』(シリーズ・ドイツ現代史I)白水社、2005年、189頁。
- 3) 石田勇治「ドイツの『過去の克服』と日本」『前衛』第794号、2005年、131頁。
- 4) 石田勇治『20世紀のドイツ史』(シリーズ・ドイツ現代史I)白水社、2005年、190頁。
- 5) 同上。
- 6) カギ十字運動とは、1959年12月24日の夜、ケルンのシナゴーク(ユダヤ教会)にナチのシンボルである鍵十字と「ドイツ人はユダヤ人に挑戦する」というスローガンが落書きされたことを発端として、西ドイツ全土で2、3週間のうちに470件を超える同様の犯行が相次いだ事件のことである。川喜田敦子『ドイツの歴史教育』(シリーズ・ドイツ現代史IV)白水社、2005年、36頁。
- 7) アイヒマン裁判とは、ナチス政権下、親衛隊中佐としてホロコーストに関与し、数百万人を強制収容所に移送するにあたって指揮的役割を担っていたアドルフ・オットー・アイヒマン(Adolf Otto Eichmann)が、逃亡先のアルゼンチンでイスラエルの諜報機関モサドによって捕えられ、イスラエルに移送され、エルサレムの法廷で裁かれることになった裁判のことである。裁判は1961年4月10日から開廷され、同年12月15日に8カ月におわたる審議を終え、「ユダヤ民族にたいする犯罪」、「人道に反する犯罪」、「戦争犯罪」などの12の罪状でアイヒマンに対し死刑を宣告した。石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイ

ツ一』、白水社、2002年、155頁。

- 8) 68年運動とは1960年代後半に起こり67年から68年にかけて激化した、既存の政治体制に対する左派学生らによる大学の民主化、ベトナム反戦、非常事態法阻止などをかかぎって繰り広げられた抗議運動を意味する。68年運動の背景にはナチの過去をめぐる大規模な論争があった。世界各地で同時期に学生運動がおこったが、ナチの過去をめぐる大学、そして家庭での議論が抗議運動の根底にあるという点において西ドイツの学生運動は他国の学生運動とは明らかに異なっていた。井関正久『ドイツを変えた68年運動』（シリーズ・ドイツ現代史Ⅱ）白水社、2005年、9-13頁。
- 9) 例えば、1959年12月から翌年1月にかけてドイツ各地で勃発したユダヤ人墓地荒らし事件の犯人の大多数が青少年であったことをうけて、ドイツ教育制度審議会は1960年1月30日に「反セム主義的暴行事件に関する声明」を発表し、ナチの過去に関する教育が不十分であることを指摘した。川喜田、前掲書、37頁。また1962年には各州文部大臣会議において「授業における全体主義の取り扱いに関する方針（Richtlinien für die Behandlung des Totalitarismus im Unterricht）」と「近・現代史教科書編集に関する勧告（Empfehlung zur Gestaltung der Lehrbücher für den Unterricht in neuester Geschichte und Zeitgeschichte）」が決議された。いずれも学校教育の場においてより詳しくナチズムについて扱う必要性を示したものであった。竹中暉雄「西ドイツの歴史教育・平和教育についての一考察」『桃山学院大学人文科学研究』第25号、桃山学院大学、1989年、95頁。
- 10) 川喜田、前掲書、15頁。
- 11) ギムナジウム、総合学校、実科学校では第7～10学年までの4年間をかけ、古代から現代までの通史を学ぶ。基幹学校では第7～9学年までの3年間をかけて古代から現代までの通史を歴史の授業で扱うため、ギムナジウムや実科学校に比べて教科書の頁は少なく、内容も平易である。学校ごとにそれぞれ別の指導要領が定められているため、それに応じて授業内容も異なってくる。川喜田、前掲書、13頁。
- 12) ドイツでは、教科書は各州の文部省あるいは文部省の委託を受けた機関や委員会によって、審査され、認可される。認可された教科書は自動的に「教科書カタログ」、「教科書リスト」に掲載される。その「教科書カタログ」あるいは「教科書リスト」から各学校が教科書を選択する。教科書の選択は各教師に任せているが、実際には各学校で教師の話し合いによって決定される。川喜田、前掲書、23-25頁。
- 13) 黒田多美子「ドイツ—歴史を現代の問題として考える—」石渡延男・越田稜編著『世界の歴史教科書』明石書店、2002年、153頁。
- 14) フリッツ・パウアー研究所ユダヤ博物館教育部門長マルティン・リーパッハ（Martin Liepach）はドイツの歴史教育学で一般に共有されている基本原則は

「複眼性の原則 (das Prinzip der Multi-perspektivität)」と「対比の原則 (das Prinzip der Kontroversität)」であると指摘している。「複眼性の原則」は、教科書に掲載される史料が複数の視点から選ばれていることに表れている。「対比の原則」は異なった歴史解釈の史料に取り組むことを通じて、時代による解釈の相違、あるいは同時代でも異なった解釈が存在していることを学ばせようとする姿勢に表れている。マルティン・リーパッハ、杉谷真佐子訳「ドイツの歴史教育の基本的特徴—歴史授業における知識の伝達と判断力の育成—」『関西大学人権問題研究室紀要』第 68 号、関西大学人権問題研究室、2014 年、57 頁。

- 15) Der Tagesspiegel, vom 4. Juli 2016.
- 16) ここで使用した問題は、2015 年にベルリンで実施されたアビトゥーア試験問題である。本稿を執筆するにあたり、貴重な資料を提供していただいたベルリン州教育・青少年および学術省 (Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft、以下ベルリン文部省と略記) には、この場を借りて、お礼を申し上げます。
- 17) 川喜田、前掲書、15 頁。
- 18) ドイツではギムナジウム課程の修学年数について改革が行われている。旧西ドイツ諸州のギムナジウム課程は一般的に第 5 学年から第 13 学年までの 9 年制であった。2000 年代以降、大学進学年齢を国際的な標準 (18 歳) に合わせることや、少子高齢化に伴う就労可能な年齢における就業率を高めることを目的とし、多くの州はギムナジウムの課程を 1 年縮小して 8 年制とする制度変更を実施している。皆川宏之「ギムナジウム改革と大学」『日本労働研究雑誌』№650、労働政策研究・研修機構、2014 年、108 頁。
- 19) 日本教育大学協会編著『世界の教員養成Ⅱ 欧州オセアニア編』学文社、2005 年、76-77 頁。
- 20) ト部匡司「『半日制』の伝統をもつ学校—ドイツ」、二宮皓編著『新版 世界の学校』、学事出版、2014 年、22 頁。近年、新たな取り組みとして地区総合学校 (Gemeinschaftsschule) の導入が挙げられる。地区総合学校とは、第 1 学年から 13 学年まで、あるいは初等教育修了後の第 5 学年から 13 学年までの様々な能力や適性をもった生徒が、同じ教室で学ぶ新しいタイプの学校である。こうした地区総合学校は、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州が 2007 年に導入して以降、ベルリン州では 2008 年度から実験計画として、ザクセン・アンハルト州では 2013 年度から正式に設置されている。2013 年度にあらたに地域総合学校が 87 校開設され、合わせて 129 校となった。文部科学省生涯学習政策局調査企画課編『諸外国の教育動向 2013 年度版』明石書店、2013 年、135 頁。
- 21) Statistisches Bundesamt (2016), *Pressemitteilung Nr. 154 vom 06.05.2016. 40% aller Grundschüler wechseln auf das Gymnasium*. Statistisches Bundesamt, „Schulen“, [https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2016/05/PD16\\_154\\_211.html](https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2016/05/PD16_154_211.html), 2017 年 2 月 10 日閲覧。

- 22) かつては大学に入学するためには、伝統的な大学進学コースであるギムナジウムに進学し大学入学資格を取得するしかなかったが、現在ではギムナジウム以外の学校タイプで学び、大学入学資格を取得する「第2の教育の道」と呼ばれるコースがある。それらの学校として夜間実科学校、夜間ギムナジウム、コレーク (Kolleg) などが挙げられる。木戸裕「ドイツの大学入学法制—ギムナジウム上級段階の履修形態とアビトゥーア試験」、『外国の立法』№238、国立国会図書館調査及び立法考査局、2008年、19頁。
- 23) 8年制のギムナジウムでは、第10学年から12学年が、9年生のギムナジウムでは、第11学年から13学年がギムナジウム上級段階となる。天野正治・結城忠・別府昭郎編著『ドイツの教育』東信堂、1998年、123頁。
- 24) 木戸、前掲書、24頁。
- 25) 木戸裕『ドイツ統一・EU統合とグローバリズム—教育の視点からみたその軌跡と課題』、東信堂、2012年、9～10頁。
- 26) 黒田多美子「ドイツの歴史教育」『戦争責任研究』第6号、日本の戦争責任資料センター、1994年、35頁。
- 27) 下条 美智彦『ヨーロッパの教育現場から—イギリス・フランス・ドイツの義務教育事情』春風社、2003年、168頁。
- 28) 大学進学率が増加するにつれ、医学部などの特定の分野ではすべての志願者を収容できない「入学制限」という事態が生じている。1972年度からドルトムントに中央学籍配分機関が設置され、連邦全体を一括して、入学者の決定と先行の振り分けを行っている。木戸、『ドイツ統一・EU統合とグローバリズム—教育の視点からみたその軌跡と課題』、17頁。
- 29) 試験の合否は、アビトゥーア試験の成績と資格段階の成績を合わせた総合成績によって判定される。総合成績の最高点は900点であり、このうちアビトゥーア試験の成績が300点、資格段階の成績が600点である。大学入学資格を得るためには、アビトゥーア試験の成績、資格段階の成績、総合成績のすべてにおいて三分の一以上の点数を取ることが求められる。木戸、『ドイツ統一・EU統合とグローバリズム—教育の視点からみたその軌跡と課題』、22頁。
- 30) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft, *Auf Kurs zum Abitur. Wegweiser für die gymnasiale Oberstufe. Schuljahr 2016/2017*, S.17. Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie, „Abitur“, <https://www.berlin.de/sen/bildung/schule/pruefungen-und-abschluesse/abitur/>, 2017年2月10日閲覧。
- 31) 教育に関する権限は各州が有することは、基本法第30条(ラントの任務)の規定に基づいている。規定は次の通りである。「国家の機能の行使及び国家の任務の遂行は、この基本法が別段の定めをせず、又は許していない限度において、ラントのなすべき事項である。」高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集 第7版』信山社、2016年、231頁。



- 32) 州間の教育制度の違いを調整する機関として、各州文部大臣会議 (Kultusministerkonferenz : KMK) が常設されており、そこでの決議や協定を通じて、基本的な教育制度の枠組みに関しては、できる限り統一化が試みられている。日本教育大学協会編著『世界の教員養成Ⅱ 欧州オセアニア編』学文社、2005年、76-77頁。
- 33) アビトゥーア試験の実施方法についても近年に至るまで全州で統一されてはいなかった。例えばベルリンでは、2006年のアビトゥーア試験まで州文部省の監督のもと、ギムナジウムごとに問題が出題されていたが、現在ではラインラント・プファルツ州を除く全州で、各州の文部省によって筆記試験問題が準備され、実施される統一アビトゥーア試験が導入されている。その原因は以下の3点である。第一に大学への進学率が高まるにつれて、大学入学資格試験であるアビトゥーア試験の標準化を図る動きが高まったこと、第二に2000年のPISA「学力到達度調査 (Programme for International Student Assessment: PISA)」ショック (ドイツの成績は参加32か国中、読解21位、数学、化学ともに20位) を受けてドイツの教育制度について見直しが図られたこと、第三にその後ドイツ国内で州間の学力格差調査を目的とし実施されたPISA-Eにおいて、伝統的に州統一のアビトゥーア試験を実施している州の成績が良いことが判明したのである。これらがほとんどの州において、州統一アビトゥーア導入の要因となった。ベルリンでは、2007年度からドイツ語、英語、フランス語、数学に州統一アビトゥーア試験が導入された。その後、2013年には地理、物理、その他の外国語 (ヘブライ語、イタリア語、トルコ語、スペイン語、ロシア語、ポルトガル語、ポーランド語、ラテン語、古代ギリシャ語、現代ギリシャ語、日本語、中国語)、2015年には歴史、化学、物理においても州統一のアビトゥーア試験を開始した。
- 34) 重点コースは2科目選択する。そのうち1科目にはドイツ語、数学、外国語、物理、化学、生物のいずれかの科目が含まれていなければならない。
- 35) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft, *Auf Kurs zum Abitur. Wegweiser für die gymnasiale Oberstufe. Schuljahr 2016/2017*, S.13.
- 36) 言語・文学・芸術分野には、ドイツ語、英語、その他の外国語、音楽、芸術が含まれる。
- 37) 社会科学分野には、歴史、政治、地理、社会科学、心理学、哲学、経済、法律などが含まれる。
- 38) 数学・自然科学・技術分野には、数学、物理、化学、情報学などが含まれる。
- 39) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft, *Auf Kurs zum Abitur. Wegweiser für die gymnasiale Oberstufe. Schuljahr 2016/2017*, S.5.
- 40) Ebenda.
- 41) Ebenda.
- 42) 受験生の11.2%が「歴史」を重点コースとして選択している。5.9%が、筆記試

験（基礎コース）の試験科目として選択している。また口頭試験に「歴史」を選択したものは、受験者の9.3%にのぼり、「第5科目」として「歴史」を選択したものは受験者の21.5%となっている。他の社会科学分野の科目と比べて、歴史は試験科目として選択される割合が高い。Institut für Schulqualität der Länder Berlin und Brandenburg e.V., *Abitur Berlin 2015. Ergebnisbericht*, S.7-56. Institut für Schulqualität der Länder Berlin und Brandenburg e.V., „Berlin Zentralabitur“, [https://www.isq-bb.de/wordpress/pruefungsarbeiten/berlin\\_zentralabitur/](https://www.isq-bb.de/wordpress/pruefungsarbeiten/berlin_zentralabitur/), 2016年8月閲覧。

- 43) 川喜田、前掲書、15頁。
- 44) 黒田、前掲書、35頁。
- 45) Ministerium für Bildung, Jugend und Sport des Landes Brandenburg, Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2004), *Rahmenlehrplan Grundschule*, S.26. Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie, „Rahmenlehrpläne“, <https://www.berlin.de/sen/bildung/unterricht/faecherrahmenlehrplaene/rahmenlehrplaeene/>, 2016年8月閲覧。
- 46) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2006), *Rahmenlehrplan für die Sekundarstufe I*, S.24-50. Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie, „Rahmenlehrpläne“, <https://www.berlin.de/sen/bildung/unterricht/faecherrahmenlehrplaene/rahmenlehrplaeene/>, 2016年8月閲覧。
- 47) Ministerium für Bildung, Jugend und Sport des Landes Brandenburg, Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2004), *Rahmenlehrplan Grundschule*, S.26.
- 48) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2006), *Rahmenlehrplan für die Sekundarstufe I*, S.24-50.
- 49) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2006), *Rahmenlehrpläne für die gymnasiale Oberstufe des Landes Berlin*. Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie, „Rahmenlehrpläne“, <https://www.berlin.de/sen/bildung/unterricht/faecher-rahmenlehrplaene/rahmenlehrplaene/>, 2016年8月閲覧。
- 50) Ebenda.
- 51) またこれらの項目以外にも選択項目として、「社会主義的な労働運動」、「開放と鎖国の中の中国と日本」、「ラテンアメリカの独立への道」、「帝国主義」、「造形芸術、建築」がある。Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin (2006), *Rahmenlehrplan für die gymnasiale Oberstufe Geschichte*, S.30.
- 52) Ebenda.
- 53) アビトゥーア試験は基本的に州ごとに行われる試験である。したがって州ごとに出题される問題は異なるが、各州文部大臣会議によって「アビトゥーア試験における統一的試験要求 (Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung:

- EPA、以下 EPA と略記) が教科ごとに定められている。歴史科の EPA については、服部一秀「ドイツの後期中等教育における学力像—EPA を手がかりとして—」『日本教科教育学会誌』第 1 号、日本教科教育学会、2013 年。を参照。
- 54) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft (2013), *Fachbriefe Nr.15, Geschichte, Sozialkunde, Politikwissenschaft, Politische Bildung, Sozialwissenschaften, Wirtschaftswissenschaft*, S.4.Bildungsserver Berlin-Brandenburg, „Geschichte”, <http://bildungsserver.berlin-brandenburg.de/unterricht/fachbriefe-bl/fachbriefe-gesellschaftswissenschaften/fachbriefe-geschichte/>, 2017 年 2 月 10 日閲覧。
  - 55) Ebenda.
  - 56) Ebenda.
  - 57) Ebenda.
  - 58) Ebenda.
  - 59) 服部一秀「ドイツの後期中等教育における学力像—EPA を手がかりとして—」『日本教科教育学会誌』第 1 号、日本教科教育学会、2013 年、13 頁。
  - 60) Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie, „Abitur“, <https://www.berlin.de/sen/bildung/schule/pruefungen-und-abschluesse/abitur/>, 2016 年 8 月閲覧。
  - 61) 歴史担当教員への課題除外に関するアンケートは、*Fachbriefe* の前号(第 22 号)に添付されていた 2015 年アビトゥーア試験についてのアンケート用紙によって実施された。他方でアビトゥーア受験者へのアンケートは、ベルリン文部省ホームページ上の „Elektronisches Bewertungsraster“を用いて行われた。どちらのアンケートも該当者全員が回答しているわけではない。
  - 62) ハイน์リッヒ・アウグスト・ヴィンクラー、後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野村昌吾訳『自由と統一への長い道Ⅱ ドイツ近現代史 1933—1990』昭和堂、2008 年、46 頁。
  - 63) 同上。
  - 64) マルティン・リーパッハ、前掲書、57 頁。
  - 65) 木戸、前掲書、22 頁。
  - 66) はじめの 3 項目は、歴史科の EPA において、試験問題の解答に対する評価基準として定められている要求領域 I、II、III にそれぞれ対応している。
  - 67) ヴォルフガング・ベルツ、中村浩平・中村仁訳『ホロコーストを学びたい人のために』柏書房株式会社、2004 年、32 頁。
  - 68) Institut für Schulqualität der Länder Berlin und Brandenburg e.V., *Abitur Berlin 2015. Ergebnisbericht*, S. 7-30. Institut für Schulqualität der Länder Berlin und Brandenburg e.V., „Berlin Zentralabitur“, [https://www.isq-bb.de/wordpress/pruefungsarbeiten/berlin\\_zentralabitur/](https://www.isq-bb.de/wordpress/pruefungsarbeiten/berlin_zentralabitur/), 2016 年 8 月閲覧。
  - 69) 『朝日新聞』2016 年 6 月 7 日朝刊。

- 70) ハインリッヒ・アウグスト・ヴィンクラー、前掲書、626 頁。
- 71) 同上。
- 72) アライダ・アスマン、安川晴基訳「トラウマ的な過去と付き合うための四つのモデル」、『思想』第 8 号、2015 年、28 頁。
- 73) 同上。
- 74) 「記念碑らしくない記念碑」とは以下の主な 3 点で従来の記念碑と一線を画す。第一に、従来の記念碑（例えばエトワール広場の凱旋門、トラファルガー広場のネルソン記念柱など）が英雄や勝利を称えているのに対し、「記念碑らしくない記念碑」は、戦争で犠牲となった多くの一般人を記念する対象としている。第二に、記念碑の形の相違である。従来の記念碑は、空に向かって聳え立ち、垂直軸が強調されているが、「記念碑らしくない記念碑」はこれに該当しない。第三に、記念碑の意味の生産者が、記念碑の設置側ではなく、訪問者側であるということである。ホロコースト記念碑の場合、訪問者は棺のようなコンクリートブロックの間を歩くという身体的行為を通じて、「記念碑が喚起するはずの『虐殺されたヨーロッパのユダヤ人』と自分との間に、何らかの関係性を見出し、意味を生産していく」ことになる。高橋雄一郎、口頭発表、早稲田大学人類学会、2017 年 1 月 21 日。
- 75) 同上。

(てらもと ようこ・博士前期課程在学中)